

障害学生支援大学長連絡会議の運営申合せ

平成 21 年 2 月 27 日
制 定

改正 平成 24 年 10 月 20 日

改正 令和 3 年 1 月 14 日

1 目的

近年、障害者の進学意欲や学習ニーズの高まりによって、また、各大学における受験機会の拡大などにより、障害者の大学への進学希望者は、年々漸増傾向にある。

このような状況の中で、多くの大学においては、健常者と障害者が共に学べる修学環境の整備に努めるなど、すべての学生にやさしい、安心・安全なキャンパスづくりが積極的に進められている。

このような状況を踏まえ、障害学生支援が大学の責務の一つであるとの認識の下、すべての学生に対してより良い修学環境や支援体制を更に整備・充実し、誰もが何時でも自らの選択で学ぶことができる高等教育のユニバーサル・アクセスの実現を図るため、賛同する大学と共に、障害学生支援に関する情報を共有し、大学間の連携・協力などについて連絡・調整を行う障害学生支援大学長連絡会議（以下「大学長連絡会議」という。）を設ける。

2 構成

(1) 大学長連絡会議は、障害学生を受入れている大学のうち、別表で定める大学の学長で構成（以下「構成員」という。）する。

※ ただし、学長が出席できない場合には、障害学生支援担当の理事又は副学長の出席を可とする。

(2) 大学長連絡会議が必要と認めた場合は、構成員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(3) 大学長連絡会議の主幹大学は、宮城教育大学、筑波技術大学、愛知教育大学、同志社大学とする。

(4) 大学長連絡会議の総括主幹大学は、筑波技術大学とする。

3 運営

(1) 大学長連絡会議に議長を置き、会議を主宰する。

(2) 大学長連絡会議は、原則として年 1 回、次の主幹大学が輪番で開催する。ただし、3 回に 1 回は総括主幹大学で開催する。

(3) 大学長連絡会議に関する事務及び開催に係る経費は、開催する主幹大学において処理する。

(4) 大学長連絡会議に関する事務のうち、基調講演者の選定並びに派遣の依頼は、総括主幹大学において行う。

4 その他

- (1) 大学長連絡会議出席に係る旅費は、各大学が負担する。
- (2) ここに定めるもののほか、必要な事項は、大学長連絡会議が定める。

別表

障害学生支援大学長連絡会議 構成員名簿

令和 4 年 7 月現在

	大 学 名	備 考
1	北海道教育大学	
2	札幌学院大学	
3	宮城教育大学	主幹大学（平成 26、令和 2 年度）
4	茨城大学	
5	筑波大学	
6	筑波技術大学	主幹大学 (平成 25、28、令和元年度、令和 3 年度)
7	群馬大学	
8	放送大学	
9	東京学芸大学	
10	上越教育大学	
11	静岡福祉大学	
12	愛知教育大学	主幹大学（平成 24 年度、令和 4 年度）
13	日本福祉大学	
14	同朋大学	
15	京都教育大学	
16	同志社大学	主幹大学（平成 27 年度）
17	大阪教育大学	
18	兵庫教育大学	
19	関西学院大学	
20	奈良教育大学	
21	鳴門教育大学	
22	四国学院大学	
23	福岡教育大学	